

陳情番号	件名
第 12 号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求めることについて
受理年月日	
1. 10. 29	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017 年日本医労連調査）では、2 交替勤務のうち 16 時間以上の長時間夜勤の割合は 4 割を超え、勤務と勤務の間隔が極端に短い 8 時間未満の割合が約 5 割でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は 7 割を超え、健康不安の訴えも約 7 割、4 人に 3 人の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている状態（日本医労連 2017 年看護職員の労働実態調査）であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合は 9 割に及び、小規模施設では 1 人体制の夜勤が恒常的に行われています（2017 年日本医労連介護夜勤実態調査）。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007 年に国会で採択された請願内容（夜間は患者 10 人に 1 人以上、昼間は患者 4 人に 1 人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月 8 日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のために、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を~~決議~~
提出していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
 - ① 1 日且つ 1 勤務の労働時間 8 時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
 - ② 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③ 介護施設や有床診療所などで行われている「1 人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上

陳情番号	件名
第 13 号	介護施設の人員配置基準の引き上げについて
受理年月日	
1. 10. 29	

陳情の趣旨

【陳情趣旨】

超高齢化を迎える中で、介護の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。人材不足の主な原因は、過酷な労働実態と社会的な役割に見合わない低賃金です。2007 年 8 月に改定された「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針（福祉人材確保指針）」では、介護職の処遇改善とともに、介護従事者の労働負担を考慮する観点から「職員配置のあり方にかかる基準等」について検討を行うことを国に求めています。政府は介護従事者の処遇改善に取り組んできた一方で、「人員配置基準」の改善についてはほとんど取り組みをすすめていません。それどころか、実態に見合った配置基準は都道府県等の条例に定めるものとして、その責任を都道府県等に転嫁しています。

実際の介護現場では、法律（条例）で定められた人員基準を大幅に上回る人員配置をしていることが、厚生労働省の調査でも明らかになっています。それにもかかわらず、「人手が足りない」、「業務が過剰」という状態が続いており、人員配置基準の引き上げが現場に求められていることは明らかです。人材確保対策として、外国人介護労働者の受け入れが始まりましたが、労働環境の改善がすすまなければ今と同じ状況になることは容易に想像できます。こうした現状を改善するためには、少なくとも「人員配置基準」を実態（特別養護老人ホームの場合「2.0 : 1」）まで引き上げ、介護報酬でその費用を担保することが必要不可欠です。介護労働者が働きつづけられる労働環境を実現し、介護制度の真の持続性を確保するために、以下の項目について陳情します。

記

【陳情項目】

1. 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。
2. 以下の項目について、国に対し意見書を提出すること。
 - ① 介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者 3 人に対して 1 人以上」を実態に合わせて「利用者 2 人に対して 1 人以上」に引き上げること。
 - ② 夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。また、一人夜勤は解消すること。
 - ③ 上記の項目の保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

以上

陳情番号	件	名
第 14 号	国に私学助成の拡充を求めることについて	
受理年月日		
1. 11. 7		

陳情の趣旨

陳 情 理 由

高校生の 3 割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその 8 割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010 年度実施、2014 年度拡充の就学支援金制度と 2014 年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額 61 万 2 千円、入学金を除いても 44 万 8 千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017 年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため 2020 年の「私立高校の授業料無償化」を確実に実施する事が強く求められます。

また 5 年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018 年度から必要以上に個人情報を問いただすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019 年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。

1975 年に私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率を速やかに 2 分の 1 とするように求める付帯決議がなされました。しかし現状は 3 分の 1 程度に留まっています。2013 年には国はそれまで留保していた国際人権規約の無償化条項に対して留保撤回しました。諸外国に対して教育の無償化を宣言した形ですが、OECD 諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本来の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第 99 条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

陳情番号	件名
第 15 号	神奈川県に私学助成の拡充を求めることについて
受理年月日	
1. 11. 7	

陳情の趣旨

陳 情 理 由

神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017 年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では年収 590 万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約 26 万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収 760 万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収 500 万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、多くの私立中小学校の存在する神奈川県では、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準 336,311 円に対して 320,922 円、中学校は同 328,775 円に対して 232,915 円、小学校は同 327,241 円に対して 235,268 円、幼稚園では同 187,449 円に対して 172,397 円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約 69 万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえ、これからの動きにかかっています。国が年収 590 万円未満世帯まで無償化を実施した際に浮いた予算で、私学助成を大きく拡充することが県民の強い願いです。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るように、以下の項目について陳情いたします。

陳 情 項 目

神奈川県知事に対し、地方自治法第 99 条に基づき「令和 2 年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。